

令和2年度 秋田県 NHK 歳末たすけあい運動実施要項

1 趣 旨

「みんなで明るいお正月を」をキャッチフレーズに始まった「歳末たすけあい運動」は、戦災者・引揚者への支援や戦後の福祉施設の復興、生活困窮者、災害の被災者など、その時代ごとに支援を必要とする方々を支えてきました。

新型コロナウイルスの感染拡大、社会経済活動の低迷、自然災害などの不安が大きく広がる中にあっても支え合いの精神を忘れず、高齢者・障がい者・子育て家族等が孤立や孤独になることなく地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、民生児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係者・機関の理解と協力、参加を得て様々な福祉活動を展開するものです。

2 スローガン

「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

3 期 間

令和2年12月1日（火）～12月25日（金）

4 主 唱

秋田県共同募金会、各市町村共同募金委員会

NHK秋田放送局

秋田県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会

5 後 援

秋田県／秋田県教育委員会／日本赤十字社秋田県支部／秋田県民生児童委員協議会／秋田県地域婦人団体連絡協議会／秋田県小学校長会／秋田県中学校長会／秋田県高等学校長協会／秋田魁新報社／朝日新聞秋田総局／毎日新聞秋田支局／読売新聞秋田支局／日本経済新聞社秋田支局／産経新聞秋田支局／河北新報社／ABS秋田放送／AKT秋田テレビ／AAB秋田朝日放送／エフエム秋田／株式会社秋田銀行／株式会社北都銀行／JAバンクあきた（JAかづの・JAあきた北・JA秋田たかのす・JAあきた白神・JA秋田やまもと・JAあきた湖東・JA秋田なまはげ・JA秋田しんせい・JA秋田おばこ・JA秋田ふるさと・JAこまち・JAうご・JA大潟村）／秋田信用金庫／羽後信用金庫／東北労働金庫秋田県本部／秋田県信用組合（順不同）

6 運動方針

- (1) 歳末たすけあい運動は、共同募金の趣旨に従い、関係機関と連携を図り、募金の呼びかけと助成を行います。
- (2) 歳末たすけあい運動を通じて、地域の実情に応じた福祉活動及び住民・関係団体と協働した生活支援活動等の強化を図るほか、地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援を実施します。

7 運動実施事項

寄付金の収納、管理及び助成は、県共同募金会の責任において行います。

(1) NHK歳末たすけあいについて

【募 集】

NHKは、全国及び地域の放送番組を通じ、募金の呼びかけを行います。

【募 金】

NHK秋田放送局、県共同募金会及び県社会福祉協議会において募金受付窓口を設置します。また、県内各郵便局及びゆうちょ銀行、県内の各銀行の本・支店、信用金庫、信用組合、労働金庫並びにJAに募金受付の窓口を設置し、募金の取次ぎを行います。

【物 品】

物品の募集は呼びかけないが、自発的に寄付されるものについては受け付けます。物品の受付、保管及び贈呈は、県社会福祉協議会が行います。

【助 成】

募金は、次により助成します。

助成テーマ ※全国共通助成テーマ

「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」

助成対象事業

①「つながりをたやさない社会づくり」事業

年末から令和3年3月までの冬期間に、新型コロナ禍で深刻な影響を受けている子どもや障害者、生活困窮者等への支援に取り組むNPO団体等が行う「つながりをたやさない社会づくり」事業に助成します。

②地域活動支援センター等の冬対策支援

障害者の自立を支援するため、NPO法人等が経営する地域活動支援センター及び小規模作業所が行う年末年始行事や暖房・除雪経費などの冬対策に助成します。

③障害児通所支援施設の冬対策支援

身近な地域で障害児を支援するため、NPO法人等が経営する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が行う年末年始行事や暖房・除雪などの冬対策に助成します。

④乳児院の冬対策支援

乳児院で生活する乳児を支援するため、乳児院が行う年末年始行事や被服・備品等購入に助成します。

⑤児童養護施設等児童の普通自動車運転免許取得支援

児童養護施設及び母子生活支援施設から巣立って行く児童を支援するため、普通自動車運転免許の取得に助成します。

⑥児童養護施設等児童の進学・就職支援

児童養護施設及び母子生活支援施設から巣立って行く児童を支援するため、進学・就職に伴う单身生活に必要な生活必需品購入に助成します。

⑦難病関連団体の活動支援

難病団体が行う年末年始行事や啓発活動、講演会・研修会の開催等の活動に助成します。

(2) 地域歳末たすけあいについて

【募 集】

市町村の広報誌等で歳末たすけあい運動の呼びかけを行います。

【募 金】

各市町村共同募金委員会において募金受付の窓口を設置する。また、次の募金運動を行います。

- ①家庭、会社等の訪問による募金
- ②街頭又は巡回による募金
- ③催物等による募金
- ④その他の募金

【物 品】

物品に限りその募集、受付、保管及び贈呈の業務は、市町村社会福祉協議会が行います。

物品の受付、保管及び贈呈は、全て当該社会福祉協議会の「受払簿」に記録して処理します。

【助 成】

市町村社会福祉協議会の定める計画により、原則として次の事業に助成します。

なお、個別世帯への支援を行う場合は、本人の希望によって支援を行うこととし、その際は、個人情報保護に特段の配慮をして行います。

- ①地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援
- ②一人暮らし高齢者などへの除排雪支援や移送サービスなど支援を必要とする人々への冬期間の生活支援
- ③地域住民の参加による福祉活動の強化・開発、その他地域特性に応じた支援

8 運動報告

(1) NHK歳末たすけあいについて

令和3年1月22日（金）をもって最終の募金額とします。

(2) 地域歳末たすけあいについて

市町村共同募金委員会は、募金・物品の募集及び贈呈の状況を令和3年1月22日（金）までに県共同募金会に報告することとします。